

## 2023 年度入学試験問題 出題趣旨 (民事訴訟法)

相殺と二重起訴についての基本的な理解を問う問題である。これについては、判例上、いわゆる抗弁後行型につき民訴法 142 条の類推適用がある旨が確定しており（最判平成 3・12・27 など）、それは本問のように弁論が併合されている場合も変わらないとされる。他方、相殺の自働債権が反訴の訴訟物である場合については、反訴が予備的反訴になるため相殺を適法とする判例があり（最判平成 18・4・14）、更に近時、本訴・反訴が密接な関連にある場合は弁論の分離が禁止されるため、本訴債権を自働債権とする相殺も適法とする判例も生じている（最判令和 3・12・17）。このような判例の流れを認識しながら、弁論の分離による判断の齟齬のおそれをいかに回避するかがこの問題の中核である旨を意識して、本問の具体的な検討を行っていくことが求められる。